

別表 1

公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図る森林の区域

【道有林】

1 共通のゾーニング

区 分	森林の区域		面 積 (h a)
	林班	小 班	
水源涵養林 ^{かん}	54	全域	4,984.01
	55	全域	
	56	全域	
	57	全域	
	58	全域	
	59	全域	
	60	全域	
	61	全域	
	62	全域	
	63	全域	
	64	全域	
	65	全域	
	66	全域	
	67	1～4、51～65、80～82	
	68	全域	
	69	全域	
70	全域		
71	全域		
72	全域		
73	全域		
74	1、41～44、51～70、95、96		
75	全域		
山地災害防止林	54	51～53、55～58	594.72
	55	51～58	
	56	57～62、64、65、67～70	
	57	80～82、84、86、87	
	58	58～61	
	59	62、63	
	60	58～60	
	61	51～59	
	62	52、89～91	
	63	70	
	64	80～84	
	65	84～86	
	66	63、80	
	67	80～82	

	68	80、81、83、84	
	69	80、86、89、90	
	70	84～87、89～91	
	72	56	
	73	67、68	
生活環境保全林		該当なし	0.00
保健・文化機能等維持林		該当なし	0.00
木材等生産林	67	1～4、51～65、80～82	1138.12
	68	全域	
	69	全域	
	70	全域	
	72	全域	
特に効率的な施業が可能な森林		該当なし	0.00

2 上乗せゾーニング

区 分	森林の区域		面 積 (h a)
	林 班	小 班	
水資源保全ゾーン		該当なし	0.00
生物多様性ゾーン			51.59
水辺林タイプ		該当なし	0.00
保護地域タイプ	74	1	51.59

森林施業の方法を特定すべき森林の区域

【道有林】

区 分	施業の方法	森林の区域		面 積 (h a)	森林経営計画における主な 実施基準(参考)(注1)		
		林 班	小 班				
水源の涵養の 機能の維持増 進を図るため の森林施業を 推進すべき森 林	伐期の延長を推進すべき森 林	54	1、2	3058.25	主伐林齢：	標準伐期齢 +10年以上	
		55	1~3				
		56	1、2、51~54、56、63、66				
		57	1、4、53、54、58、60、 63、65、69、70、72、74~ 79、83、85、88、89				
		58	1~4、6、8、51~57				
		59	1~3、52~61、64				
		60	1、2、6、51~57				
		61	3、4				
		62	1、2、53~88、92~94				
		63	3、5、51~69				
		64	1~3、30、51~54、56、58 ~67、70、85				
		65	1~3、51~83				
		66	1、2、51~62、64、65				
		67	1~4、51~65				
		68	1、2、51、54~79、82				
		69	1~5、51~56、58~60、62 ~79、81~85、87、88、91 ~94、96				
		70	1、2、6、7、52~66、68、 71、73~75、77~79、82、 83、88、92、93、151~155				
		71	1、2、51~57				
		72	51~53、55				
		73	1、2、4、12、52、59、 60、62~66				
74	51~58、60~70、95、96						
75	1、3~6、51、56~62						
	伐採面積の規模の縮小を行 うべき森林(注2)		該当なし	0.00	主伐林齢：	標準伐期齢 +10年以上	
					皆伐面積：	10ha以下	
森林の有する 土地の防止機 能、土壌の保 全の機能、快 適な環境の形 成の機能又は 保健機能の維 持増進を図る ための森林施 業を推進すべ き森林	長伐期施業を推進すべき森 林(注3)		該当なし	0.00	主伐林齢：	注3の表に よる	
					皆伐面積：	20ha以下	
	複層林施業 を推進すべ き森林	複層林施業 を推進すべ き森林(択 伐によるも のを除く)	54	20、21、23、24、40~42	1403.19	主伐林齢：	標準伐期齢 以上
			55	20~26、40			
			56	40、41、55			
			57	20~22、40、41、51、52、 71、73			
			58	20、21、23、24、40~43			
			59	8、20~23、34~49			
			60	20~23、38~49			
			61	20~25			
			62	20~23、40~46、51			
			63	20、21、41~47			

		64	40、41		
		65	40～47		
		66	40、41		
		67	80～82		
		68	40～48、52、80、81、83、84		
		69	40、41、57、61、80、86、89、90		
		70	40～49、51、70、72、81、84～87、89～91		
		71	20～23、30、40～42		
		72	54、56、57		
		73	41～43、51、53、55～57		
		74	1、41～44、59		
		75	41～45、53、55		
	択伐による 複層林施業 を推進すべ き森林	54	51～53、55～58	522.57	主伐林齢： 標準伐期齢 +10年以上 伐採率： 30%以下又 は40%以下 その他： 標準伐期齢 時の立木材 積の7/10以 上を維持す る
		55	51～58		
		56	57～62、64、65、67～70		
		57	80～82、84、86、87		
		58	58～61		
		59	62、63		
		60	58～60		
		61	51～59		
		62	52、89～91		
		63	70		
		64	80～84		
		65	84～86		
		66	63、80		
	73	67、68			
	74	1			
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	0.00	

注1 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本票の区分ごとの具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

注2 「伐採面積の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

注3 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

樹種		主伐可能な林齢
人 工 林	スギ	64年以上
	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天 然 林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	40年以上

別表 3

鳥獣害防止森林区域

【道有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (h a)
エゾシカ	54～75 林班	4,984.83
その他	該当なし	0.00

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域

【道有林】

森林の区域		備 考
林 班	小 班	
	該当なし	① 気象、地形、地質、 土壌等の自然条件及 び植生等により天然 更新が期待できない 森林 ② 水源涵養機能の早 期回復が特に求めら れる水資源保全ゾー ンの森林